

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

『コーポレート・ガバナンスを確実に実現し、透明性の高い経営』を目指す当社は、企業としての社会的責任(CSR)を十分に果たすために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るためにも、監督・監視など内部統制機能を充実させた経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行ってまいりました。

また、今後もコンプライアンス意識を向上させる研修・教育の徹底と、積極的な情報開示を通して経営の透明性を高め、総合的なコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	49,656,928	20.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	20,198,000	8.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	16,486,000	6.66
財団法人 伊藤記念財団	12,000,000	4.85
エス企画株式会社	9,905,486	4.00
資産管理サービス信託銀行株式会社	7,478,000	3.02
丸紅株式会社	7,099,620	2.87
株式会社みずほコーポレート銀行	6,303,750	2.55
株式会社三井住友銀行	6,303,000	2.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,303,000	2.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	食料品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
棟方 信彦	学者									○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
棟方 信彦	○	独立役員として指定	社外取締役の棟方信彦氏は永く広告業界に勤務され、現在は熊本県立大学総合管理学部教授をしておられます。専門分野はマーケティング戦略、ブランド・コミュニケーション戦略です。その高い見識に裏づけされた発言により重要な業務執行の意思決定ならびに業務執行の監督という取締役会の機能・役割を健全に維持することになると考えております。 「独立役員としての指定理由」 同氏のこれまでの職歴や経歴で培われた専門的な知識、経験から当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂けることが期待できることに加え、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	4名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち監査の計画、経過及び結果について適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めております。また、監査役は、監査室と監査計画を協議し、内部統制システムの状況とその監査結果の報告を求めており、必要に応じ同行し、また、特定の監査対象部署の調査を求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岡本 忍	税理士				○					○
今村 昭文	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
岡本 忍	○	独立役員として指定	税理士として会社の納税業務等の監査・確認が充分に行えると考えております。 「独立役員としての指定理由」 当社の監査役として、税理士の知識・経験を活用して、経営者及び特定の株主から独立した視点での監査・助言を行っていること及び、取引所の定めた属性に該当しないことに加え、当社と顧問契約等一切なく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
今村 昭文		—	弁護士としての専門的な見識を当社の監査に適切に反映する事ができると考えているためです。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2008年6月26日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止致しました。これに代わり、中長期的なインセンティブとして株価連動方式の『変動報酬』である株式報酬制度(1円ストックオプション)を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役及び執行役員を対象に株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は、以下の通りであります。

【役員報酬】

取締役(社外取締役を除く)の報酬等 229百万円(基本報酬 215百万円 ストック・オプション 13百万円)

監査役(社外監査役を除く)の報酬等 33百万円(基本報酬 33百万円)

社外役員 13百万円(基本報酬 13百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は基本報酬とストック・オプションで構成しており、取締役会において、その決定方針を定めております。具体的には基本報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、役位別の一定の基準をベースとして、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。尚、今年度からは取締役会の決議に基づき、前年度の連結経常利益を指標として、基本報酬に反映することとしております。また、ストック・オプションは、役位別に付与株式数を1,000株単位で定め、付与しております。監査役については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

適宜に監査役会を開催し常勤監査役が知り得た情報等を報告及び説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役は8名で、内1名が社外取締役であります。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しております。取締役会では経営上の重要な事項に関する意思決定や方針決定及び業務執行状況の監督を行っております。

(2) 執行役員会議

執行役員は取締役業務者6名を含めて13名であります。執行役員会議は月1回の定例会議のほか、必要に応じて臨時会議を適時に開催しております。執行役員会議では業務執行報告と重要事項の検討を行っております。

(3) 監査役及び監査役会

当社の監査役は4名で、内2名が社外監査役で2名が常勤の監査役であります。監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、取締役及び執行役員等から業務執行について直接聴取を実施するなど、十分な監査を行っております。なお、常勤監査役田村 和彦は、長年当社の財務経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役岡本 忍は税理士の資格を有しております。

(4) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を締結しております。当該社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 内部監査部門

当社はCSR本部の中に監査室、品質保証部並びに環境安全推進課を設置しております。監査室は監査計画に基づき、グループ会社も含めた幅広い内部監査を実施しておりますが、必要に応じて計画外の内部監査を行います。また、監査役と監査計画の概要を協議し、内部統制システムの評価とその監査結果の報告を行っております。一方、品質保証部及び環境安全推進課は法令遵守やグループ会社も含めた品質管理、衛生管理、環境管理体制の監視及び指導を実施しております。

(6) 会計監査

当社は有限責任あずさ監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しており、公正かつ適切な監査が実施されております。

業務を執行した公認会計士

公認会計士の氏名等	所属する監査法人	継続監査年数
指定社員 業務執行社員 近藤 康仁	有限責任あずさ監査法人	2年
指定社員 業務執行社員 牧 美喜男	有限責任あずさ監査法人	5年
指定社員 業務執行社員 高橋 和人	有限責任あずさ監査法人	1年

(7) コンプライアンス体制

当社はCSR本部のコンプライアンス推進室が中核となって、当社グループの役員をはじめ全従業員のコンプライアンスに対するさらなる意識向上、並びに実践の企業風土を徹底浸透させるとともに、コンプライアンス体制の強化・拡充を図っており、ホームページにて、その活動内容を開示しております。社外有識者を委員長とするCSR委員会は、第三者の目で当社のCSR体制をチェックし、その結果を取締役に提言しております。また、コンプライアンス責任者会議は各部門の責任者により構成され、各部門でのコンプライアンスに関する課題・問題を共有しながら、グループ会社も含め水平展開を図っております。コンプライアンス委員は担当職域で職場責任者と協力し、現業部門でのコンプライアンス推進及び定着を図っております。また、「企業倫理規範」を策定し、それをコンプライアンス・ハンドブックとして従業員全員に配布し、法令遵守の教育を推進しております。更に、社内ではコンプライアンス相談窓口や人事ホットメール、社外では弁護士による「何でも弁護士相談室」を設置するなど、社内通報システムの強化を図っております。

(8) 情報開示

株主及び投資家の皆様への積極的な情報開示を通して、経営全般に対する透明性を高めることを基本的な考え方としております。そのため、会社の活動内容や業績に関わるニュースリリース、説明会の開催及びホームページでの掲載等の広報・IR活動を実施し、適時適正な情報開示を推進してまいります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。  
当社は、経営に外部の視点を入れ、経営の透明性を高めることは、企業統治の上で大変重要であると考えております。社外取締役につきましては、高い見識に裏づけされた発言により、重要な業務遂行の意思決定ならびに業務遂行の監督という取締役会の機能・役割を健全に維持することになります。また、監査役4名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、平成16年3月度株主総会より、より開かれた株主総会を目指すという観点から集中日を避けて開催しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	時期:年2回(10年度 5月21日・11月18日) 実施内容:説明者(代表取締役・財務担当役員) 説明内容:決算内容について 参加者の属性及びその数:参加者の属性(セルサイド・バイサイドアナリスト及び格付機関) 参加者の人数(60人~70人)	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、第1四半期、第2四半期及び第3四半期財務・業績の概要、その他適時開示資料、決算説明会資料、アニュアルレポート(英字のみ)、ファクトブック、IRスケジュール、株主優待情報など	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部 部長 細見 忠	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動・1999年に制定した環境基本方針での基本理念と行動指針に基づき計画的・継続的に環境保全レベルの向上に努めております。なお、その活動結果についてはCSR報告書により情報開示しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、コンプライアンス体制を確立するとともに、企業理念及びコンプライアンス推進規程を定め、CSR本部長を中心に社外の学識経験者を委員長とするCSR委員会や代表取締役社長を議長とするコンプライアンス責任者会議を軸に、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するものとする。

(2) 取締役は、各取締役間での相互牽制機能の強化を図るとともに、取締役の職務の執行の適法性を監督する体制を構築するものとする。

(3) 取締役は、当社において、法令及び定款の違反についての疑義を発見した場合には、直ちにCSR本部長を通じ危機管理委員長の判断で、取締役会に報告するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱に関する定めに基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は検索可能な状態を維持するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして以下a～dのリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者などのリスク管理体制を整えるものとする。

a) 市況又は為替に関するリスク

b) 事業の投資又は事業の継続に関するリスク

c) 災害・疫病等の発生するリスク

d) 品質の安全性に関するリスク

(2) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。

重大な危機が発生した場合には、社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、必要に応じて情報連絡チームや顧問弁護士を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜、臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌に基づき、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

(1) コンプライアンス体制を確立し、CSR本部長を中心に社外の学識経験者を委員長とするCSR委員会や代表取締役社長を議長とするコンプライアンス責任者会議を軸に、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するものとする。

(2) 執行部門から独立したCSR本部を設置し、その下部組織として監査室等の監査部門を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るものとする。なお、必要に応じて、各担当部署にて、規程やガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

(3) 法令及び定款違反についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

(4) 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する企業理念を定め、これを基礎として行動規範とグループ各社で諸規程を定めるものとする。

(2) 経営管理については、グループ経営ビジョンを策定し開示するとともに、子会社管理に関する定めに従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

(3) 取締役は、グループ会社において、法令及び定款の違反についての疑義を発見した場合には、直ちにCSR本部長を通じ危機管理委員長の判断で、取締役会に報告するものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役の指揮命令を受ける監査役補助者を任命するものとする。

(2) 監査役補助者の人事については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役は、監査役に報告すべき事項を監査役会と協議して定めることとし、当社の業務に影響を与える重要な事項については、使用人も含めて、監査役に遅滞なく報告するものとする。

(2) 監査役会は、代表取締役、監査法人と定期的に意見交換を開催することにしており、また必要に応じて専門の弁護士に助言を受けるものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務会計に係る諸規程を整備し、財務報告に係る内部統制の充実を図るものとする。

(2) 取締役、監査役、監査部門、各部門は、連携して財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を継続的に評価し、是正・改善の必要があるときには、その対策を講ずるものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 当社及びグループ会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対して断固これを排除し、これらの勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。

(2) 反社会的勢力への対応統括部門は総務部があたり、警察の組織犯罪対策部局、各都道府県における企業防衛対策協議会及び暴力団追放推進センター等と連携して、反社会的勢力に関する動向を把握し、情報交換を行うとともに社内への啓蒙活動を行うものとする。

(3) 反社会的勢力への対応マニュアルを整備し社内周知を図るとともに、不当要求等が発生した場合、対応マニュアルに基づき外部機関と連携し、会社と関係者の安全を確保するなど必要に応じた体制を構築するものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社は、長期的な企業価値の向上を目指し、透明な経営情報の開示を行うことを基本姿勢とし、適時開示については、迅速、正確、公正な情報の開示に努めております。

1. 重要な会社情報の開示体制

重要な会社情報は、各部署、子会社等から情報取扱責任者(取締役管理本部長)に伝達され、証券取引所の適時開示規則等に従い開示の必要性の要否を検討します。開示が必要な場合は、情報開示担当者が、取締役社長に報告するとともに、速やかに適時開示担当者の財務部を通して情報開示を行なう一方、広報・IR部は、当該情報を公表し、自社ホームページ及び社内イントラネット上に公表資料を掲載し、情報共有の徹底を図ります。

2. 問い合わせ窓口の特定

決算等の開示情報に関する問い合わせに関しては、経理部が担当し、それ以外の開示情報に関する問い合わせに関しては広報・IR部が担当いたします。

3. 重要な会社情報の管理

当社は、重要な会社情報を管理する目的で、「内部者取引管理規程」を定め、役員及び社員等はこの規程を遵守し、適時適切な社内情報管理を行っております。

